

立川市競争入札等参加停止基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市（以下「市」という。）における契約事務の厳正な履行の確保及び入札等契約に係る不正行為の排除の徹底を図る観点から、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）第22条第1項の規定に基づき、競争入札の参加者の資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）に対する参加停止等（以下「参加停止」という。）の措置について、恣意性を排除し客観的な実施を担保するために必要な事項を定めることを目的とする。

(参加停止)

第2条 有資格者が事件、事故その他（以下「事件等」という。）により、別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に規定する要件（以下「停止要件」という。）のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定により期間を定め、当該有資格者について参加停止を行うものとする。

2 参加停止を行ったときは、工事又は製造の請負、各種委託、修繕並びに物品の買入れ及び借入れ（以下「工事等」という。）の契約のため、一般競争入札を行う場合又は業者を指名するに際し、当該参加停止をした者を参加させ又は指名してはならない。また、参加停止をした者が現に入札参加者となっているとき又は指名しているときは、それを取り消すものとする。

3 別表第2第3項及び第4項の規定により参加停止の対象となる有資格者又は参加停止の取扱いを受けた者が、合併、会社分割若しくは営業譲渡により他の有資格者へ移行する場合又は参加停止の対象となる有資格者の一部若しくは参加停止の取扱いを受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ規定により移行先の有資格者に対しても参加停止を行うことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する参加停止)

第3条 前条第1項の規定により参加停止を行う場合において、当該元請負人の参加停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、その下請負人について、当該元請負人の参加停止の期間の範囲内で併せて参加停止を行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の参加停止の期間の範囲内で参加停止を行うものとする。

（参加停止期間の特例）

第4条 有資格者が一つの事件等により、停止要件の2以上に該当するときは、最も長い期間となる要件を適用するものとする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合の参加停止の期間は、3年を限度とし別表各項に規定する期間の2倍の期間とする。ただし、参加停止の理由等により、競争入札参加資格等審査委員会の議を経て決定したものは、この限りでない。

(1) 停止要件に係る期間の満了後2年を経過するまでの間に、再び停止要件に該当したとき（参加停止の期間中を含む。）。

(2) 停止要件のうち、贈賄又は談合の要件に係る参加停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、再び贈賄又は談合の要件に該当することとなったとき。

3 参加停止の期間中に新たに停止要件に該当したときは、現に受けている参加停止の期間の満了の日の翌日を、当該停止要件の参加停止の期間の始期とする。

4 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各項に規定する参加停止の期間を100分の50まで短縮することができる。

5 有資格者について極めて悪質な事由があるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各項に規定する参加停止の期間を2倍まで延長することができる。

6 参加停止期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に規定する期間の範囲内で参加停止の期間を変更することができる。

7 参加停止期間中の有資格者が、当該事件等について責めを負わないことが明らかになったときは、参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反の不正行為に対する参加停止期間等の特例）

第5条 別表第2第3項の規定に該当する有資格者について、私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4及び第7条の5の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、課徴金納付命令額が100分の50以上減額された有資格者については、当該停止要件に定める参加停止の期間を100分の50に短縮することができ、課徴金を免除された有資格者については、参加停止を行わないことができる。

（参加停止等の通知及び公表）

第6条 第2条第1項若しくは第3条の規定により参加停止を行い、第4条第6項の規定により参加停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により参加停止を解除したときは、当該有資格者に対し、速やかに通知するとともに、公表するものとする。

（報告）

第7条 有資格者は、停止要件のいずれかに該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により市長に報告するものとする。

2 前条の規定により参加停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の制限）

第8条 参加停止期間中の有資格者は、随意契約の相手方となることができない。ただし、やむを得ない事由があり、特に必要と認めるときは、この限りでない。

（下請負の禁止）

第9条 参加停止期間中の有資格者は、その期間中において下請負人となることができない。ただし、現に下請負人となっているときはこの限りでない。

（参加停止に至らない事由に関する措置）

第10条 参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で注意又は警告することができる。

（運用）

第11条 この基準の運用については、立川市競争入札参加資格等審査委員会に諮り、決定する。

附 則

1 この基準は、平成8年7月1日から施行する。

- 2 立川市指名競争入札参加有資格者指名停止基準(昭和55年11月1日市長決定)は、廃止する。
- 3 この基準の施行日前に生じた事件等に対する指名停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成10年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年11月18日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この基準の施行日前に生じた事件等に対する指名停止等の措置については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この基準施行の日(以下「施行日」という。)前に生じた事件等に対する参加停止の措置については、次の各号に定めるものを除き、なお従前の例による。
 - (1) この基準による改正後の立川市競争入札等参加停止基準(以下「新基準」という。)第5条及び別表第2第3号の規定は、施行日以後に独占禁止法の規定により公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は刑事告発を受け、若しくはこれにより逮捕された有資格者又は有資格個人事業主等について適用する。
 - (2) 新基準別表第2第1号、第2号又は第4号の規定は、施行日以後に贈賄、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕又は起訴された有資格個人事業主等について適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この基準の施行日前に生じた事件等に対する参加停止の措置については、なお

従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この基準による改正後の立川市競争入札等参加停止基準の一部を改正する基準第5条の規定は、施行日以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「法」という。）第7条の4及び第7条の5の規定による課徴金減免制度が適用された事業者について適用し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年6月26日法律第45号）による改正前の法第7条の2第10項又は第11項の規定による課徴金減免制度が適用されたときは、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和4年10月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係、第4条関係）

要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る資格審査等の資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 6月</p>
<p>（過失等による粗雑工事等）</p> <p>2 市が発注する工事又は製造の請負、各種委託及び物品の買入れの契約（以下「市発注工事請負等契約」という。）の履行に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>3 市発注工事請負等契約以外の契約（以下「一般工事請負等契約」という。）の履行に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>（安全管理の不適切による公衆損害事故等）</p> <p>4 市発注工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の不適切により、公衆に死亡者若しくは負傷者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損害が大きいと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>5 一般工事請負等契約の履行にあたり、安全管理の不適切により、公衆に死亡者若しくは負傷者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損害が大きいと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>（安全管理の不適切による工事関係者事故等）</p> <p>6 市発注工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の不適切により、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認</p>	<p>認定をした日から 3月以上24月以内</p>

められるとき。	
7 一般工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の不適切により、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	認定をした日から 3月以上12月以内
8 市発注工事請負等契約又は一般工事請負等契約の履行に当たり、安全管理の不適切について、関係機関から指摘をされ、送検等の処分を受けたとき。 (履行成績不良)	事実を知った日から 3月以上6月以内
9 市発注工事請負等契約において、その履行成績が著しく不良であると認められるとき。	認定をした日から 1月以上9月以内
10 落札した建設工事等について、適正な技術者を配置できないこととなったとき。	認定をした日から 6月

別表第2(第2条関係、第4条関係)

要 件	期間
(贈賄)	
1 有資格者である個人事業主又は法人の役員若しくは従業員(以下「有資格個人事業主等」という。)が市の職員に対する贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。	逮捕又は起訴の事実を知った日から 36月
2 有資格個人事業主等が立川市以外の区域の公共機関の職員に対する贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。 (独占禁止法違反)	逮捕又は起訴の事実を知った日から 6月以上24月以内
3 独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 市が発注する工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令(独占禁止法第7条の4の規定に該当する場合を含む。)を受けたと	認定をした日から 36月

<p>き。</p> <p>イ ア以外の一般工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令(独占禁止法第7条の4の規定に該当する場合を含む。)を受けたとき。</p>	12月
<p>ウ 市が発注する工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p>	36月
<p>エ ウ以外の一般工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p>	12月
<p>4 有資格個人事業主等が競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴されたとき。</p>	逮捕又は起訴の事実を知った日から
<p>ア 市発注工事請負等契約に関するもの</p>	36月
<p>イ 一般工事請負等契約に関するもの</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	12月
<p>5 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	営業停止処分の事実を知った日から
<p>ア 市発注工事請負等契約に関するもの</p>	12月以上24月以内
<p>イ 一般工事請負等契約に関するもの</p> <p>(暴力団関係)</p>	3月以上18月以内
<p>6 立川市契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年立川市要綱第82号)第3条第1項の規定に該当すると認めるとき。</p>	認定をした日から24月以上(原因となる事実がなくなると認めるときまで)
<p>(下請負管理)</p>	

<p>7 市発注工事請負等契約又は一般工事請負等契約に関し、下請負業者が賃金不払等を発生させ、円滑な事後処理を怠る等元請業者としての下請施工の管理が著しく不相当と認められるとき。</p> <p>(営業不振)</p>	<p>認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>8 手形不渡等の営業不振に陥ったと認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>認定をした日から 営業が再建されたと認められるとき まで</p>
<p>9 別表第1各項又は前各項に規定する場合のほか、業務に関し、法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）の規定に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不相当であると認められる者</p>	<p>認定をした日から</p>
<p>ア 市発注工事請負等契約に関するもの イ 一般工事請負等契約に関するもの</p>	<p>12月以上36月以内 6月以上18月以内</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合のほか、暴力行為ほかの違法行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失ついたと認められる者</p> <p>(契約違反)</p>	<p>認定をした日から 3月以上24月以内</p>
<p>10 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わず、又は職務の執行を妨げたと認められる者</p>	<p>認定をした日から 12月以上24月以内</p>
<p>11 市が発注する工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	<p>認定をした日から 3月</p>
<p>12 市が発注する工事等の施工にあたり、公害及び危険防止対</p>	<p>認定をした日から</p>

策が不良のとき。	3月
13 正当な理由がなく契約を履行しなかったと認められる者 (その他)	認定をした日から 12月以上24月以内
14 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められる者	認定をした日から 12月以上24月以内
15 落札後、契約を締結しなかったと認められる者	認定をした日から 12月以上24月以内
16 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第6号の定めに該当したと認められる者	認定をした日から 12月以上24月以内
17 入札等の執行又は契約履行中に不誠実な行為があったと認められる者	認定をした日から 3月以上12月以内
18 低入札価格調査に関して内訳書の提出がなされないなど不誠実な行為をしたとき。	認定をした日から 3月
19 当該年度中に予定価格を事前に公表した入札において予定価格を超える価格での応札を繰り返したとき。	認定をした日から 3月
20 その他市長が立川市競争入札参加資格等審査委員会の審議を経て参加停止措置を必要と認めたとき。	認定をした日から 3月以上12月以内